

令和5年度事業計画

本財団では、財団の特性を生かしながら受託事業の質の向上や、事務の効率化など経営改善の取組を進めてきた。

一方、尼崎市の新ごみ処理施設整備に伴う関連施設の集約化や、斎場・墓園の指定管理者選定方法の見直しなど、現事業の大幅な変更が予定されている。そのため長期的な方向性としては、最終的に財団を廃止する、財団職員の退職動向を見据えながら、事業を終息するとの基本的な考え方の元で、令和4年度に第3次経営計画を策定した。

本年度は、同計画に基づき、尼崎市と協議する中で、斎場及び墓園指定管理業務の期間満了に向けた対応を行い、令和6年度以降の業務執行体制を確立し効率的な運営を行っていく。

こうした状況を踏まえながら、次のとおり公益目的事業及び収益事業の実施と、法人運営改善に取り組んでいく。

I 公益目的事業

環境の保全や公衆衛生の確保に資する事業を引き続き実施する。

1 し尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業

(1) し尿収集運搬事業（尼崎市委託事業）

尼崎市全域の一般家庭及び一部事業所から排出されるし尿の2週間に1回の定期収集を行うほか、工事現場等の仮設トイレの臨時収集及び移動式トイレの貸し出しを実施する。

(2) し尿処理施設運転維持管理事業（尼崎市委託事業）

クリーンセンターし尿処理施設において、し尿・浄化槽汚泥の受入確認や圧送設備の運転・維持管理業務を実施する。

(3) ごみ中継保管場所管理運営事業（尼崎市委託事業）

中継保管場所において、金属製小型ごみの不正な搬入の監視など受入管理業務を実施するとともに、搬入された金属製小型ごみの選別を実施する。

また、中継保管場所に一時保管している、廃家電等の不法投棄物の管理や適正な処理に向けた業務を実施する。

(4) 煙突ヤード管理運営事業（尼崎市委託事業）

尼崎市立クリーンセンター第2工場煙突ヤードにおいて、市民が持ち込むごみの受付確認、廃棄物の受け取り業務を実施する。

2 環境美化及び環境保全の推進に関する事業

(1) 不法投棄防止対策等事業（尼崎市委託事業）

不法投棄を未然に防止するために市道の巡視パトロールを実施し啓発を行うとともに、道路上の不法投棄物の撤去を実施する。また、市民等からの通報による啓発・撤去とともに、尼崎市や警察等の関係機関と連携して不法投棄の取締りに協力していく。

併せて、道路上に不法に掲示されているはり紙・はり札・立看板等の撤去を実施する。

(2) 市民工房管理運営事業（尼崎市委託事業）

尼崎市立資源リサイクルセンター1階に設置されている市民工房において、ごみの減量・リサイクルに関する啓発パネルやリサイクル商品を展示する。

また、家庭でいらなくなった家具等について、ホームページにも掲載し、無料で毎月希望者に提供する。

(3) 環境整備事業（財団自主事業）

リサイクルや不法投棄に関する啓発を行うため、地域のイベントにおいて出前市民工房を実施し、小型家具の展示及び無料提供、不法投棄防止対策啓発ティッシュの配布等を行う。

(4) 地域清掃ごみ等収集運搬事業（尼崎市委託事業）

地域の清掃活動により排出されるごみやみぞどろの収集運搬を実施する。

(5) エコひょうご尼崎発電所清掃事業(公益財団法人ひょうご環境創造協会委託事業)

エコひょうご尼崎発電所の見学者に係る施設の清掃等維持管理業務を実施する。

3 斎場・墓園の管理運営に関する事業

(1) 斎場管理運営事業

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者として、火葬業務、葬儀式場、遺体保管庫の使用許可業務を実施する。

(2) 墓園管理運営事業

尼崎市墓園の指定管理者として、日常的な墓園参道の除草などの美化業務を中心に維持管理を行う。

II 収益事業

施設ごみと駅前広場ごみの一括収集を継続するとともに、資源リサイクルセンターごみ搬送事業を引き続き実施していく。

また、財団社屋屋上に設置している携帯電話基地局設置に係る手数料を得る。

1 ごみ収集運搬事業

(1) 施設ごみ収集運搬事業

契約施設における、ごみの定期収集及び申込みによる臨時収集を実施するとともに、産業廃棄物収集運搬事業に引き続き取り組んでいく。

(2) 駅前広場ごみ収集運搬事業

尼崎市内の駅前広場等から排出されるごみの収集運搬業務を行う。

(3) 資源リサイクルセンターごみ搬送事業

資源ごみ等として収集されたもののうち、リサイクルごみを選別した後に生じる残渣等の搬送業務及び破碎ごみ転送業務を実施する。

2 携帯電話基地局設置事業

財団本社社屋屋上に設置している、楽天モバイル株式会社の携帯電話基地局設置手数料を得る。

III 法人運営の改善

1 経営計画の検証

令和5年度から第3次中期経営計画が開始となり、令和5年度末に斎場・墓園指定管理業務が終了となる。

現時点では次期指定管理者の選定等の具体的な内容が見通せないが、令和6年度以降は、し尿収集や不法投棄対策など廃棄物関連業務に集約され、正規及び再任用職員を中心とした業務体制に見直すこととなることから、具体的な内容が分かり次第、令和6年度の業務体制の構築に取り組む。

以 上